

施設の使用制限対象施設一覧

R3. 8. 19時点
(随時更新予定)

1 飲食店等

カテゴリー	対象	要請内容	備考
飲食店	飲食店	①酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む) 又はカラオケ設備提供をする場合：施設の休止 ②酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む) 又はカラオケ設備提供をしない場合：営業時間短縮(20時まで) 【共通事項】 ※実施状況をホームページ等で広く周知すること ○利用者へのマスク会食実施の周知 及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置 ・従業員への検査勧奨 ・入場者の整理等(人数管理、人数制限、誘導等) ・発熱等有症状者の入場禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・施設の消毒、施設の換気 ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底	※1 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設に限る。 ただし、カラオケボックスは飲食店営業許可等受けていない施設も含む。 ※2 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、施設の休止等の対象外。 ただし、入場整理の実施や、酒類提供(利用者による持ち込みを含む)・カラオケ設備の使用の自粛を要請。 ※3 できるだけ短時間(1.5時間以内)、なるべく少人数(参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう)で開催すること
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋		
	バー(接待や遊興を伴わないもの)		
遊興施設 (※1)	キャバレー	【共通事項】 ※実施状況をホームページ等で広く周知すること ○利用者へのマスク会食実施の周知 及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置 ・従業員への検査勧奨 ・入場者の整理等(人数管理、人数制限、誘導等) ・発熱等有症状者の入場禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・施設の消毒、施設の換気 ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底	※1 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設に限る。 ただし、カラオケボックスは飲食店営業許可等受けていない施設も含む。 ※2 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、施設の休止等の対象外。 ただし、入場整理の実施や、酒類提供(利用者による持ち込みを含む)・カラオケ設備の使用の自粛を要請。 ※3 できるだけ短時間(1.5時間以内)、なるべく少人数(参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう)で開催すること
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー(接待や遊興を伴うもの)		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
	カラオケボックス(※1)		
カラオケ喫茶			
インターネットカフェ(※2)			
漫画喫茶(※2)			
結婚式場	結婚式場(※3)		

施設の使用制限対象施設一覧

R3. 8. 19時点
(随時更新予定)

2 飲食店以外①

カテゴリー	対象	要請内容	備考
商業施設 (生活必需品資販売施設以外)	卸売市場(※)	<p>【営業時間】 20時まで</p> <p>【その他】 適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施 ※入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること</p> <p>「百貨店の地下の食品売り場」は、通常営業時の半数程度の入場者を目安とし入場整理等を徹底すること ※入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること</p> <p>(1000㎡以下の施設は、法に基づかない働きかけ)</p>	※ 生活必需品売場以外
	コンビニエンスストア(※)		
	大規模小売店(※)		
	百貨店(※)		
	スーパーマーケット(※)		
	ホームセンター(※)		
	ショッピングセンター(地下街含む)(※)		
	靴屋		
	衣料品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業		
	畳小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業		
	写真機・写真材料小売業		
	時計・眼鏡・光学機械小売業		
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店		
花屋			
宝石類や金銀の販売店			
古物商(質屋を除く)			
金券ショップ			
古本屋			
おもちゃ屋、鉄道模型屋			
囲碁・将棋盤店			
DVD/ビデオショップ・レンタル			
アウトドア用品、スポーツグッズ店			
ゴルフショップ			
土産物店			
アイドルグッズ専門店			
美術品販売			
遊技施設	マージャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
	囲碁・将棋所		
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ等)	<p>【営業時間】 20時まで</p> <p>【その他】 適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施</p> <p>(1000㎡以下の施設は、法に基づかない働きかけ)</p>	※ 1 夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれない施設に限る
	のぞき部屋		
	出会い系喫茶		
	ストリップ劇場		
	テレフォンクラブ		
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	勝ち馬投票券発売所		
	場外馬(車・舟)券場		
インターネットカフェ(※1)			
漫画喫茶(※1)			
サービス業	ペットショップ		
	ペット美容室(トリミング)		
	住宅展示場		
	旅行代理店(店舗)		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
写真屋・フォトスタジオ			
展望室			

施設の使用制限対象施設一覧

R3. 8. 19時点
(随時更新予定)

3 飲食店以外②

カテゴリー	対象	要請内容	備考
運動・遊技施設 (※1)	体育館	【人数上限・収容率】 上限5000人 かつ収容率50%以内 【営業時間】 ・イベント：21時まで ・イベント以外(※4)：20時まで 【その他】 適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施	※1 運動施設の観客を入れない個人の練習・プレーはイベント以外に該当 ※2 映画館の通常営業については、21時まで ※3 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請(飲食営業は20時まで等) ※4 1000㎡以下の施設は、法に基づかない働きかけ
	スケート場		
	水泳場		
	屋内テニス場		
	柔剣道場		
	ボウリング場		
	スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	野球場		
	屋外テニス場		
	弓道場		
	テーマパーク		
遊園地			
博物館等	博物館		
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園		
劇場等	劇場		
	観覧場		
	演芸場		
	映画館(※2)		
遊興施設	プラネタリウム		
集会・展示施設	ライブハウス(※3)		
	集会場		
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
ホテル・旅館	多目的ホール		
	ホテル(集会の用に供する部分に限る)		
	旅館(集会の用に供する部分に限る)		
	野外キャンプ場(集会の用に供する部分に限る)		